

東海村広域避難計画（案）

平成 28 年 5 月現在
東海村防災原子力安全課

第 1 章 広域避難計画の策定

1 目的

本計画は、P A Z 圏内（原子力発電所から概ね 5 km 圏内）に全域が含まれる東海村の迅速な避難を行うために、東海村地域防災計画に基づき定めるものであり、緊急事態における原子力施設周辺の村民等に対する放射線の影響を最小限に抑えるための防護措置を確実なものにすることを目的とする。

また、村は自然災害対応を基本として災害対策本部の体制を構築し、被災者を支援するとともに、国が定めた原子力災害対策指針に基づき、必要に応じて原子力災害独自の対応を追加する。
さらに、防災訓練等を通じて本計画の不断の見直しを行い、継続的な改定に努める。

2 基本的な考え方

- (1) E A L（緊急時活動レベル）に基づき、確定的影響を回避
- (2) P A Z 圏内に含まれる東海村は、U P Z 圏内の市町よりも先行して避難し、放射性物質放出前の避難完了を目標
- (3) 避難先及び避難経路をあらかじめ明示
- (4) コミュニティを維持するために、同一地区の村民の避難先は同一地区に確保
- (5) 自家用車、バス、福祉車両、自衛隊車両等による避難行動要支援者等の安全かつ迅速な避難
- (6) 自家用車による村民の避難を基本（その他鉄道、フェリー等避難方法を検討）
- (7) 道路、橋梁、線路、岸壁等に障害が発生し正常な避難ができないことを想定
- (8) 中長期的な避難生活の維持のために行政と村民の役割分担を明示
- (9) 安否不明者がいる場合には可能な限り継続して安否調査
- (10) 避難拒否者（残留希望者、避難不可者等）がいる場合には可能な限り動向を把握
- (11) 村民への情報伝達、迅速な防護措置の実施、段階的避難、避難行動要支援者への配慮を重視

3 用語の定義

- (1) P A Z : 原子力発電所から概ね半径 5 km の圏内。急速に進展する事故を考慮し、重篤な確定的影響等を回避するため、E A L に基づき直ちに避難を実施するなど、放射性物質の環境への放出前の予防的防護措置を準備する区域。本計画では東海村全域を含む。
- (2) U P Z : 原子力発電所から概ね半径 30 km の圏内。防災対策を重点的に実施する区域。O I L に基づき防護措置を実施する。
- (3) E A L : 緊急時の活動レベルを表し、緊急事態区分とその区分を決めるための判断基準を示している。緊急事態の区分を迅速に判断するための項目と、国及び自治体が果たす役割を明らかにしている。
- (4) O I L : 運用上の介入レベル。防護措置を実施する基準を、測定器等の数値で表したものの。防護措置導入の判断材料として用いられる。
- (5) 確定的影響：一定量以上の放射線を受けると現れる影響のことで、比較的多量の放射線を被ばくした場合に生じる脱毛、白内障、不妊、造血機能低下等が該当する。放射線を受け量を一定量（しきい値）以下に抑えることで防ぐことができる。
- (6) 警戒事態：原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」）第 10 条に基づく通報事象に至っていない

ないものの、その可能性のある事故、故障等またはこれに準じる事故、故障等をいう。この時点で村では必要に応じ災害対策本部を設置し、事故対応体制の構築や施設情報収集を行い、防護措置の準備を行う。

- (7) 施設敷地緊急事態：原子力施設において、住民に放射線による影響をもたらす可能性のある事象が生じたために、緊急時に備えた準備を開始する事態。また、施設敷地緊急事態要避難者に関しては避難を開始する。原災法第10条に該当する事象
- (8) 全面緊急事態：原子力施設において、放射性物質を放出するおそれがあるなど、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出し、緊急事態応急対策を実施するに至った事態。村では全村避難となる。原災法第15条に該当する事象
- (9) 要配慮者：高齢者・身体障がい者・知的障がい者・精神障がい者・発達障がい者・妊婦・乳幼児・難病者・人工透析患者・外国人・災害により負傷し自立歩行が困難になった者等の防災対策において特に配慮を要する者
- (10) 避難行動要支援者：要配慮者のうち、災害が発生したときに自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を必要とする者
- (11) 施設敷地緊急事態要避難者：避難の実施に通常以上の時間がかかり、かつ、避難の実施により健康リスクが高まらない要配慮者、安定ヨウ素剤を事前配布されていない者及び安定ヨウ素剤の服用が不適切な者のうち、施設敷地緊急事態において早期の避難等の防護措置が必要な者
- (12) 避難：空間放射線量率等が高い、または高くなるおそれのある地点から、速やかに離れるため緊急で実施する行為
- (13) 広域避難：村の枠を超えて避難する行為
- (14) 一時移転：緊急の避難が必要な場合と比較して、空間放射線量率等は低い地域ではあるが、日常生活を継続した場合の不要な被ばくを低減するため、一定期間のうちに当該地域から離れるため実施する行為
- (15) 屋内退避：村民が比較的容易に取ることができる対策で、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線を遮蔽することで被ばくの低減を図る行為。特に、病院や社会福祉施設等では避難よりも屋内退避を優先することが必要な場合があり、一般的に遮へい効果や建家の気密性が比較的高いコンクリート建家への屋内退避が有効

第2章 広域避難計画の基本的事項

1 前提

本計画は、想定事象を以下のとおり設定するとともに、以下の関係機関との調整が済み（または進めており）、関係機関への要望事項が実現できた（またはできる見込みとなった）ため、本村における広域避難計画として策定する。

(1) 主な想定事象

東海村内の原子力事業所において何らかの原因で放射性物質の漏洩事故が発生するおそれのある場合、または発生した場合の原子力災害を想定する。

(2) 関係機関

- ①国
- ②茨城県・茨城県警
- ③茨城県内全市町村
- ④茨城県内指定公共機関
- ⑤茨城県内指定地方公共機関
- ⑥公共的団体
- ⑦東海村内各種団体
- ⑧東海村内原子力事業者

2 対象地域

村内全域をPAZ圏内として設定する。

3 避難先の地域の設定

東海村民の避難先は取手市、守谷市及びつくばみらい市の3市であり、行政区ごとに避難所を以下のとおり設定する。

図表1 避難所一覧

| 地区 | 行政区名 | 避難先市名 | 避難所名 | 収容可数 | 避難者数 |
|--|-----------|---------|---|--------|--------|
| 石神 | 外宿一 | 守谷市 | 守谷高, 大井沢小, 大野小 | 1,078 | 1,075 |
| | 外宿二 | | 松前台小, 北守谷公民館 | 489 | 486 |
| | 内宿一 | | けやき台中, 愛宕中, 守谷小, 守谷中, 黒内小, 郷州小 | 2,381 | 2,488 |
| | 内宿二 | | 御所ヶ丘中, 御所ヶ丘小, 松ヶ丘小 | 973 | 846 |
| | 竹瓦 | | 高野小 | 278 | 223 |
| 村松 | 宿 | 取手市 | 藤代紫水高 | 755 | 822 |
| | 照沼 | | 藤代紫水高 | 436 | 474 |
| | 川根 | | 久賀小 | 403 | 444 |
| | 原子力機構箕輪 | | 藤代紫水高 | 254 | 276 |
| 白方 | 白方 | つくばみらい市 | 伊奈高, 伊奈中, 伊奈公民館, 豊小, 伊奈特別支援学校, 総合運動公園, 小張小 | 3,843 | 4,258 |
| | 豊岡 | | 東小 | 304 | 285 |
| | 岡 | | 板橋小 | 419 | 456 |
| | 百塚 | | 小絹中, 小絹小, 小絹コミセン, 谷和原中, 谷和原小, 谷和原公民館 | 2,505 | 2,191 |
| | 亀下 | | 土和小, 福岡小 | 660 | 524 |
| | 原子力機構百塚 | | 板橋コミセン | 113 | 23 |
| | 豊白 | | 谷井田小, 谷井田コミセン | 683 | 719 |
| | 村松北 | | 伊奈東中, 三島小 | 1,339 | 1,302 |
| 真崎 | 真崎 | 取手市 | 藤代南中, 桜が丘小, 宮和田小, 取手松陽高, 旧小文間小 | 3,575 | 3,640 |
| | 舟石川三 | | 藤代中 | 953 | 1,040 |
| | 原子力機構荒谷台 | | 藤代小 | 562 | 219 |
| 中丸 | 押延 | 取手市 | 藤代高 | 890 | 957 |
| | 須和間 | | 取手東小, 旧井野小 | 922 | 965 |
| | 舟石川中丸 | | 取手二高 | 1,939 | 1,861 |
| | 原子力機構長堀 | | 福祉会館 | 588 | 407 |
| | 緑ヶ丘 | | 取手一中 | 804 | 786 |
| | 南台 | | 取手一高, 取手小 | 1,682 | 1,770 |
| | フローレスタ須和間 | | 旧取手一中 | 822 | 983 |
| 舟石川・船場 | 船場 | 取手市 | 取手競輪場宿舎, 白山小, 旧白山西小, 取手西小, 寺原小 | 1,782 | 1,863 |
| | 舟石川一 | | 取手グリーンスポーツセンター, 高井小, さくら荘, 取手二中, 山王小 | 3,520 | 4,080 |
| | 舟石川二 | | 戸頭中, 戸頭小, 旧戸頭西小, 永山中, 永山小 | 2,776 | 2,946 |
| ※下線避難所を各行政区の基幹避難所とし, 職員, 物資, 情報等を集約する。 | | | | 37,728 | 38,409 |

※基幹避難所は受入先市の職員が中心になって優先して開設し, 他の避難所は主に東海村職員が開設する。

※原則として, 基幹避難所(28ヶ所)から近い順(記載順)に開設し, 遠い順に閉鎖する。

※避難者数は平成28年1月1日現在の常住人口(住民基本台帳の届出に基づくもの)

4 避難経路

村は、避難に活用する主な幹線道路を以下のとおり設定する。

図表2 避難経路等

| 地区名 | 行政区名 | 主な幹線道路 | 避難先市 |
|--------|---|-----------------------------------|---------|
| 石神 | 外宿一, 外宿二, 内宿一, 内宿二, 竹瓦 | 国道6号→常磐自動車道 (東海スマートIC) | 守谷市 |
| 村松 | 宿, 照沼, 川根, 原子力機構箕輪 | 国道245号線→東水戸道路 (常陸那珂港IC)→常磐自動車道 | 取手市 |
| 白方 | 白方, 豊岡, 岡, 百塚, 亀下, 原子力機構百塚, 豊白, 村松北 | 常陸那珂港山方線→常磐自動車道 (東海スマートIC) | つくばみらい市 |
| 真崎 | 真崎, 舟石川三, 原子力機構荒谷台 | 常陸那珂港山方線→常磐自動車道 (東海スマートIC) | 取手市 |
| 中丸 | 押延, 須和間, 舟石川中丸, 原子力機構 長堀, 緑ヶ丘, 南台, フローレスタ須和間 | 国道245号線→東水戸道路 (常陸那珂港IC)→常磐自動車道 | 取手市 |
| 舟石川・船場 | 船場, 舟石川一, 舟石川二 | 常陸那珂港山方線→常磐自動車道 (東海スマートIC) | 取手市 |

5 一時集合場所

村は、要配慮者、避難行動要支援者及び自力では広域避難できない村民が避難するための一時集合場所を以下のとおり設定する。

状況は？
津波
再調整

図表3 一時集合場所の位置・想定人員等

| No. | 地区名 | 行政区名 | 自然災害時の 基幹避難所等 | 一時集合場所 | 一時集合場所以外 のバス発着所 | 学校等 | バス搭乘 想定人員 | | バス 必要台数 | |
|-----|------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-----------------------------------|--------------|----------|------------|----------|
| | | | | | | | 平日 昼間 | 休日 夜間 | 平日 昼間 | 休日 夜間 |
| 1 | 石神 | 外宿一 | 石神コミセン | 石神コミセン | 原電通り沿い 石神コミセン南側 | | 229 | 122 | 5 | 3 |
| 2 | | 外宿二 | 石神小学校 | 石神小学校 | 国道6号沿い 歩道橋付近 | 石神小学校・石神幼稚園 | 488 | 57 | 10 | 2 |
| 3 | | 内宿一 | 石神コミセン | 石神コミセン | 原電通り沿い 石神コミセン南側 | さちのみ認定子ども園 | 601 | 292 | 13 | 6 |
| 4 | | 内宿二 | 石神コミセン | 石神コミセン | 原電通り沿い 石神コミセン南側 | | 185 | 101 | 4 | 3 |
| 5 | | 竹瓦 | 石神小学校 | 石神小学校 | 国道6号沿い 歩道橋付近 | | 58 | 35 | 2 | 1 |
| 6 | 村松 | 宿 | 照沼小学校 | 照沼小学校 | 茨城東病院 | とうかい村松子ども園 | 317 | 93 | 7 | 2 |
| 7 | | 照沼 | 照沼小学校 | 照沼小学校 | 茨城東病院 | 照沼小学校 | 223 | 51 | 5 | 2 |
| 8 | | 川根 | 照沼小学校 | 照沼小学校 | 茨城東病院 | | 100 | 55 | 2 | 2 |
| 9 | | 原子力機構箕輪 | 照沼小学校 | 照沼小学校 | 茨城東病院 | | 55 | 28 | 2 | 1 |
| 10 | 白方 | 白方 | 白方コミセン | 白方コミセン | 白方小学校 | 白方小学校 | 1,525 | 450 | 31 | 9 |
| 11 | | 豊岡 | 白方コミセン | 白方コミセン | 白方小学校 | | 69 | 41 | 2 | 1 |
| 12 | | 岡 | 白方コミセン | 石神コミセン | 原電通り沿い 石神コミセン南側 | 百塚保育所 | 255 | 56 | 6 | 2 |
| 13 | | 百塚 | 白方コミセン | 東海中学校 | 東海中学校 | | 471 | 252 | 10 | 6 |
| 14 | | 亀下 | 白方コミセン | 石神コミセン | 原電通り沿い 石神コミセン南側 | | 109 | 56 | 3 | 2 |
| 15 | | 原子力機構百塚 | 白方コミセン | 東海中学校 | 東海中学校 | | 5 | 2 | 1 | 1 |
| 16 | | 豊白 | 白方コミセン | 東海中学校 | 東海中学校 | | 151 | 81 | 4 | 2 |
| 17 | | 村松北 | 白方コミセン | 東海中学校 | 東海中学校 | 村松幼稚園 | 487 | 149 | 10 | 3 |
| 18 | 真崎 | 真崎 | 真崎コミセン | 真崎コミセン | 常陸那珂港山方線沿い 村松交差点付近 | 村松小学校 | 1,073 | 401 | 22 | 9 |
| 19 | | 舟石川三 | 真崎コミセン | 東海中学校 | 東海中学校 | 東海中学校 | 909 | 120 | 19 | 3 |
| 20 | | 原子力機構荒谷台 | 真崎コミセン | 東海中学校 | 東海中学校 | | 44 | 22 | 1 | 1 |
| 21 | 中丸 | 押延 | 中丸コミセン | 中丸コミセン | 豊岡佐和停車場線沿い 緑ヶ丘団地入口付近 | おおぞら保育園 | 343 | 102 | 7 | 3 |
| 22 | | 須和間 | 中丸コミセン | 中丸コミセン | 豊岡佐和停車場線沿い 緑ヶ丘団地入口付近 | 須和間児童館・ みぎわ幼稚園・みぎわ保育園 | 626 | 107 | 13 | 3 |
| 23 | | 舟石川中丸 | 中丸コミセン | 文化センター | 文化センター | 中丸小学校・東海南中学校・ 東海高等学校・チューリップ保育園 | 2,305 | 211 | 47 | 5 |
| 24 | | 原子力機構長堀 | 中丸コミセン | 文化センター | 文化センター | | 81 | 41 | 2 | 1 |
| 25 | | 緑ヶ丘 | 中丸コミセン | 中丸コミセン | 豊岡佐和停車場線沿い 緑ヶ丘団地入口付近 | | 174 | 96 | 4 | 2 |
| 26 | | 南台 | 中丸コミセン | 中丸コミセン | 豊岡佐和停車場線沿い 緑ヶ丘団地入口付近 | | 376 | 199 | 8 | 4 |
| 27 | | フロレスタ須和間 | 中丸コミセン | 中丸コミセン | 文化センター | | 197 | 98 | 4 | 2 |
| 28 | 舟石川・ 船場 | 船場 | 舟石川コミセン | 舟石川コミセン | 舟石川コミセン | サンフラワーこどもの森保育園・ おおくず船場子ども園 | 554 | 201 | 12 | 5 |
| 29 | | 舟石川一 | 舟石川コミセン | 舟石川コミセン | 舟石川コミセン | 舟石川小学校・舟石川幼稚園 | 1,553 | 451 | 32 | 10 |
| 30 | | 舟石川二 | 舟石川コミセン | 舟石川コミセン | 舟石川コミセン | 舟石川保育所 | 702 | 321 | 15 | 7 |
| 合計 | | | | | | | 14,265 | 4,289 | 303 | 103 |

※バス搭乘想定人員の算定根拠は以下のとおり。

平日昼間：児童生徒、避難行動要支援者、住民の2割 休日夜間：避難行動要支援者、住民の1割

6 防護措置

村は、村民が速やかにUPZ外に避難できるよう、国の指示及び以下の基準に基づき避難指示等の防護措置を行う。

施設敷地緊急事態要避難者はEALの警戒事態の段階で避難準備を開始し、施設敷地緊急事態の段階で避難を開始する。施設敷地緊急事態要避難者以外の村民は、EALの施設敷地緊急事態の段階で避難準備を開始し、全面緊急事態の段階で避難を開始する。

なお、予防的な避難を行うことによって、かえって健康リスクが高まるような避難行動要支援者については、無理な避難を行わず、屋内退避を行うとともに、適切に安定ヨウ素剤を服用する。

図表4 緊急事態区分と緊急時活動レベル

| 緊急事態区分 | 事象(事象)の具体例 | 実施する事項 | |
|---------------|---|----------|------|
| | | 避難行動要支援者 | 一般住民 |
| 警戒事態 EAL1 | <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に原子炉保護回路の1チャンネルから原子炉停止信号が発信され、その状態が一定時間継続された場合において、当該原子炉停止信号が発信された原因を特定できないこと。 ② 原子炉の運転中に保安規定で定められた数値を超える原子炉冷却材の漏れが起こり、定められた時間内に定められた措置を実施できないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失すること。 ④ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する機能の一部が喪失すること。 ⑤ 全ての非常用交流母線からの電気の供給が1系統のみとなった場合で当該母線への電気の供給が1つの電源のみとなり、その状態が15分以上継続すること、又は外部電源喪失が3時間以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が水位低設定値まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位が一定の水位まで低下すること。 ⑧ 原子炉制御室その他の箇所からの原子炉の運転や制御に影響を及ぼす可能性が生じること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の一部の機能が喪失すること。 ⑩ 重要区域において、火災又は溢水が発生し、原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令(平成24年文部科学省・経済産業省令第4号)第2条第2項第8号に規定する安全上重要な構築物、系統又は機器(以下「安全機器等」という。)の機能の一部が喪失するおそれがあること。 ⑪ 燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失するおそれがあること、又は、燃料被覆管障壁もしくは原子炉冷却系障壁が喪失すること。 ⑫ 県内において、震度6弱以上の地震が発生した場合。 ⑬ 県内において、大津波警報が発令された場合。 ⑭ オンサイト統括機能が警戒を必要と認める当該原子炉施設の重要な故障等が発生した場合。 ⑮ 当該原子炉施設において新規規制基準で定める設計基準を超える外部事象が発生した場合(竜巻、洪水、台風、火山等)。 ⑯ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあることを認知した場合など委員長又は委員長代行が警戒本部の設置が必要と判断した場合。 | 避難準備 | — |
| 施設敷地緊急事態 EAL2 | <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏れが発生すること。 ② 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置(当該原子炉へ高圧で注水する系に限る。)による注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失すること。 ④ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が30分以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第5号)第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則(平成25年原子力規制委員会規則第6号)第72条第1項の基準に適合しない場合には、5分以上)継続すること。 ⑤ 非常用直流母線が一となった場合において、当該直流母線に電気を供給する電源が一となる状態が5分以上継続すること。 ⑥ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下すること。 ⑦ 使用済燃料貯蔵槽の水位を維持できないこと又は当該貯蔵槽の水位を維持できていないおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑧ 原子炉制御室の環境が悪化し、原子炉の制御に支障が生じること、又は原子炉若しくは使用済燃料貯蔵槽に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の機能の一部が喪失すること。 ⑨ 原子力事業所内の通信のための設備又は原子力事業所内と原子力事業所外との通信のための設備の全ての機能が喪失すること。 ⑩ 火災又は溢水が発生し、安全機器等の機能の一部が喪失すること。 ⑪ 原子炉格納容器内の圧力又は温度の上昇率が一定時間において通常の運転及び停止中において想定される上昇率を超えること。 ⑫ 原子炉の炉心(以下単に「炉心」という。)の損傷が発生していない場合において、炉心の損傷を防止するために原子炉格納容器圧力逃がし装置を使用すること。 ⑬ 燃料被覆管の障壁が喪失した場合において原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがあること、又は燃料被覆管の障壁若しくは原子炉冷却系の障壁が喪失するおそれがある場合において原子炉格納容器の障壁が喪失すること。 ⑭ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第10条に基づく通報の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ⑮ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすおそれがあること等放射性物質又は放射線が原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺において、緊急事態に備えた防護措置の準備及び防護措置の一部の実施を開始する必要がある事象が発生すること。 | 避難 | 避難準備 |
| 全面緊急事態 EAL3 | <ul style="list-style-type: none"> ① 原子炉の非常停止が必要な場合において、制御棒の挿入により原子炉を停止することができないこと又は停止したことを確認することができないこと。 ② 原子炉の運転中に非常用炉心冷却装置の作動を必要とする原子炉冷却材の漏れが発生した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ③ 原子炉の運転中に当該原子炉への全ての給水機能が喪失した場合において、全ての非常用の炉心冷却装置による当該原子炉への注水ができないこと。 ④ 原子炉格納容器内の圧力又は温度が当該格納容器の設計上の最高使用圧力又は最高使用温度に達すること。 ⑤ 原子炉の運転中に主復水器による当該原子炉から熱を除去する機能が喪失した場合において、当該原子炉から残留熱を除去する全ての機能が喪失したとき、原子炉格納容器の圧力抑制機能が喪失すること。 ⑥ 全ての交流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が1時間以上(原子炉施設に設ける電源設備が実用発電用原子炉及びその附属施設的位置、構造及び設備の基準に関する規則第57条第1項及び実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第72条第1項の基準に適合しない場合には、30分以上)継続すること。 ⑦ 全ての非常用直流母線からの電気の供給が停止し、かつ、その状態が5分以上継続すること。 ⑧ 炉心の損傷の発生を示す原子炉格納容器内の放射線量を検知すること。 ⑨ 原子炉の停止中に当該原子炉容器内の水位が非常用炉心冷却装置(当該原子炉へ低圧で注水する系に限る。)が作動する水位まで低下し、当該非常用炉心冷却装置が作動しないこと。 ⑩ 使用済燃料貯蔵槽の水位が照射済燃料集合体の頂部から上方2メートルの水位まで低下すること、又は当該水位まで低下しているおそれがある場合において、当該貯蔵槽の水位を測定できないこと。 ⑪ 原子炉制御室が使用できなくなることにより、原子炉制御室からの原子炉を停止する機能及び冷温停止状態を維持する機能が喪失すること又は原子炉施設に異常が発生した場合において、原子炉制御室に設置する原子炉施設の状態を表示する装置若しくは原子炉施設の異常を表示する警報装置の全ての機能が喪失すること。 ⑫ 燃料被覆管の障壁及び原子炉冷却系の障壁が喪失した場合において、原子炉格納容器の障壁が喪失するおそれがあること。 ⑬ 原子力事業所の区域の境界付近等において原災法第15条に基づく緊急事態宣言の判断基準として政令等で定める基準以上の放射線量又は放射性物質が検出された場合(事業所外運搬に係る場合を除く。) ⑭ その他原子炉施設以外に起因する事象が原子炉施設に影響を及ぼすこと等放射性物質又は放射線が異常な水準で原子力事業所外へ放出され、又は放出されるおそれがあり、原子力事業所周辺の住民の避難を開始する必要がある事象が発生すること。 | 避難 | 避難 |

7 村民に対する日頃の防災知識の普及

村は、原子力災害の特殊性を考慮し、村民に対して、日頃から原子力の基礎知識及び防災対策

に関する次に掲げる事項について、わかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、DVD、ホームページ等を作成し、積極的に防災知識の普及に努める。

- (1) 原子力施設の概要
- (2) 原子力施設の安全確保
- (3) 放射性物質、放射線の性質
- (4) 放射線による健康への影響
- (5) 環境放射線モニタリング
- (6) 原子力災害時の村民への広報手段
- (7) 原子力災害時に村等が講じる防災対策の内容とその意味
- (8) 原子力災害時に村民が取るべき行動、留意すべき事項
(避難等の方法や経路、避難先の連絡、避難開始時期、自主避難、交通規制が実施された場合の運転者の義務、自家用車の燃料の配慮等)
- (9) 地区ごとの避難所、一時集合場所、モニタリングポストの場所等
- (10) 安定ヨウ素剤の効果、副作用及び配布場所

第3章 村民の避難等にかかる通報連絡・広報

1 警戒事態の通報連絡

(1) 原子力事業者が行う通報

原子力事業所において事故が発生し、警戒事態となった場合は、事故発生事業所の原子力防災管理者は、直ちに原災法第10条第1項の規定に基づく通報に準じ、村、関係周辺市町村、県、県警察本部、消防機関、国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力緊急時支援・研修センター（以下「支援・研修センター」という）、国の関係機関等に通報する。

通報を受けた村は、指定地方公共機関及び避難先となる市に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡し、避難所開設の可否について確認する。

(2) 放射線監視における異常検知時に知事が行う連絡

知事は、上記(1)の通報がない場合において、平常時から実施している放射線監視において異常が検知された場合は、直ちに原子力防災専門官及び支援・研修センターに連絡するとともに、関係する原子力事業者に対し事実関係、事故状況等を確認する。

また、県がその結果を当該事業所の所在・関係周辺市町村に連絡するため、村は指定地方公共機関及び避難先となる市に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡し、避難所開設の可否について確認する。

2 施設敷地緊急事態の通報連絡

(1) 原子力事業者が行う通報

原子力事業所において敷地施設緊急事態が発生した場合は、当該事業所の原子力防災管理者は、防災業務計画の定めるところにより、直ちに県をはじめ官邸、原子力規制委員会、所在・関係周辺市町村、県警察本部、消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官、支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付する。

通報を受けた村は、指定地方公共機関及び避難先となる市に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡し、避難所開設の可否について確認する。

3 全面緊急事態の通報連絡

(1) 原子力事業者が行う通報

原子力事業所において全面緊急事態が発生した場合は、当該事業所の原子力防災管理者は防災業務計画の定めるところにより、直ちに村、県をはじめ官邸、原子力規制委員会、関係周辺市町村、県警察本部、消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官、支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付する。

通報を受けた村は、指定地方公共機関及び避難先となる市に対し、必要に応じて通報・連絡を受けた事項について連絡し、避難所開設の可否について確認する。

(2) 原子力規制委員会が行う通報

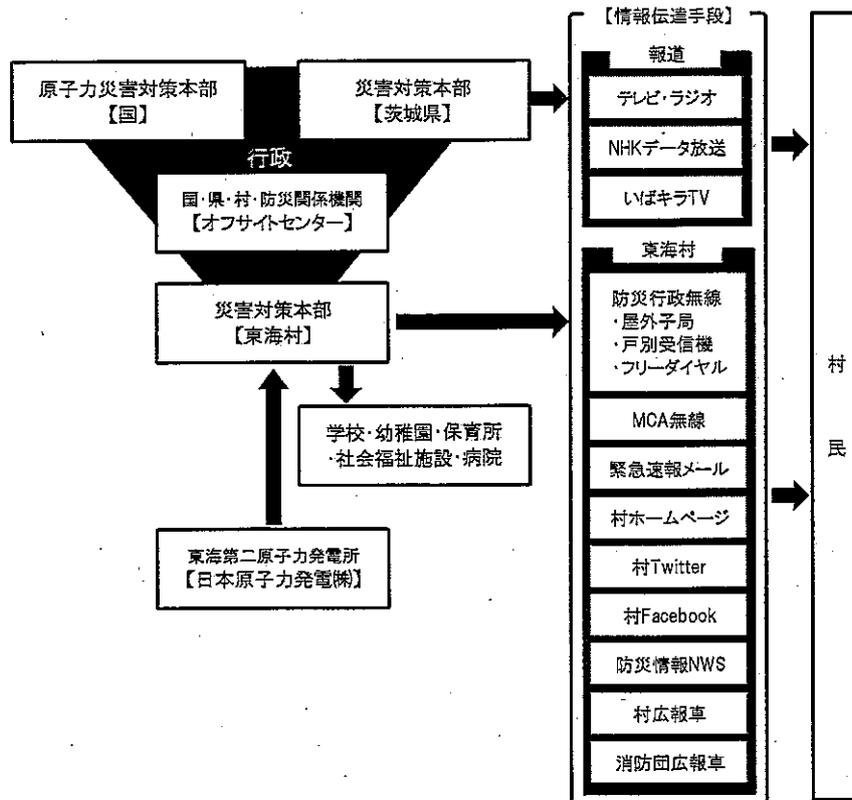
原子力規制委員会は、全面緊急事態が発生したと判断した場合は、直ちに指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡を行う。

村は、県及び周辺市町村とともに、オフサイトセンターにおいて施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避状況を担う機能班等に職員を配置することにより、常時継続的に必要な情報調整を行う。

(3) オフサイトセンターに派遣した職員との連絡

村はオフサイトセンターに派遣した職員に対し、村が行う緊急事態応急対策活動の状況、被害の状況に関する情報を随時連絡する。

図表5 情報連絡体制



4 広報の基本方針

(1) 広報

村は、事故発生時の村民の混乱を防止し適切な行動を導くため、村民への情報提供、避難勧告・避難指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、関係周辺市町村、防災関係機関及び事故発生事業者と密接に連携して広報を行う。

(2) 情報の伝達手段

情報の伝達手段は、テレビ、ラジオ、村防災行政無線（屋外子局及び戸別受信機）、MCA無線、緊急速報メール、村ホームページ、村Twitter、村Facebook、村防災情報ネットワークシステム、村・消防団の広報車等を、広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報する。

(3) 広報のタイミング

事故等の発生時における広報は、各段階や場所に応じた、分かりやすく正確で迅速な広報を行うとともに、情報の空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がける。

また、流言飛語の発生や交通混雑等を防止するため、村民全体を対象として広報を行う。

なお、各段階の広報については次のとおり留意する。

①警戒事態、施設敷地緊急事態及び全面緊急事態

- ・「落ち着いて指示を待つことが重要」であることに重点を置く。
- ・取るべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し情報の提供を行う。
- ・一時集合場所、避難所等においては、情報不足による混乱を回避するため、定期的に情報を提供する。

②事故等の状況変化があった場合、緊急時モニタリング結果が集約された場合及び放射性物質の放出等の状況変化があった場合

- ・分かりやすく正確で迅速な広報を行う。
- ・定期的に情報の提供を行う。

(4) 広報の内容

情報の提供に際しては、情報の発信元を明確にし、わかりやすい広報に心がけるとともに、視聴覚障がい者、外国人等にも配慮し、テレビ、ラジオ等における字幕や文字放送、外国語による放送等の協力を得る。

5 村の対応

村は、国、県、関係周辺市町村、支援・研修センター等と連携し、村民がとるべき当面の行動の指針、交通規制、避難経路、避難所等の状況等について、村民及び報道機関に対し、以下のとおり速やかに広報を実施する。

(1) 広報の内容

村民に情報が十分に行き渡るよう、あらかじめ作成する広報文例及びQ & A集に従い、状況に応じ次の事項について広報を実施する。

- ① 事故の状況及び環境への影響とその予測
- ② 村、国、県及び防災関係機関の対応状況
- ③ 村民の取るべき行動の指針及び注意事項
- ④ コンクリート屋内退避所、避難のための一時集合場所及び避難所
- ⑤ その他必要と認める事項

✓(2) 広報の手段

防災行政無線、ホームページ、広報車、立て看板、twitter、FaceBook等、できる限りの手段を用いて周知徹底を図る。 *くり返し広報*

(3) 村民問合せ窓口

外国人も含めた村民からの問合せ等に対応するため、「村民問合せ窓口」を設置する。

(4) 情報弱者への情報の提供

視聴覚障がい者、外国人に配慮し、報道機関、語学ボランティア、事故発生事業所以外の原子力事業所職員等の協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用して、字幕、文字放送、外国語等により情報提供を行う。

(5) 避難誘導に係る情報の提供

村民の避難誘導に当たっては、村民に向けて、避難や避難退域時検査の場所の所在、災害の概要、その他避難に資する情報の提供を行う。

図表6 時系列広報体制

| | | 村民の状態 | 広報手段 | 主な 広報内容 | 留意点 | |
|----------|--|---|---|---|---------------------------------------|---|
| レベル | 警戒事態 (EAL1) | 施設敷地緊急事態 要避難者避難準備中 (在宅/外出先/村内) | テレビ ラジオ HP Twitter Facebook (他の手段 も検討中) | 防災行政無線 (サイレン) 防災FAX MCA無線 緊急速報メール 防災情報NWS 広報車 登録制メール(検討) | 事故状況 環境影響 予測 | ①「落ち着いて指示を待つことが重要」ということに重点を置く。 ②取るべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し情報の提供を行う。 ③一時集合場所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。 |
| | 施設敷地 緊急事態 (EAL2) | 施設敷地緊急事態 要避難者避難行動中 (屋外/村内外) 一般村民避難準備中 (在宅/外出先/村内) | | | 対応状況 避難所 | |
| | 全面緊急事態 (EAL3) | 一般村民避難行動開始 (屋外/村内) 避難行動中(屋外/村外) 避難生活中(屋内/村外) | | | 行動指針 注意事項 | |
| 状況 変化 | ①事故等の状況変化があった場合 ②緊急時モニタリング結果が集約された場合 ③放射性物質の放出等の状況変化があった場合 | | 登録制メール(検討) (他の手段も検討中) | 事故状況 環境影響 予測 対応状況 避難所 注意事項 | ①分かりやすく正確で迅速な広報を行う。 ②定期的に情報の提供を行う。 | |

6 県の対応

原子力事業所において事故が発生し、原子力災害につながるおそれがあると県が判断した場合には、村及び関係市町村のほか、自衛隊、海上保安庁等防災関係機関及び交通機関に対し、事故の状況、避難等に関する情報連絡を行う。

7 原子力事業者の対応

原子力事業者は、事故の状況、自ら行う応急対策の実施状況等について、村、国、県等に連絡を密に行うとともに、報道機関に対しても定期的に広報を行う。

8 防災関係機関等の対応

(1) 茨城県警察本部

警察本部は、交通規制等に関する広報を行うほか、災害対策本部から要請があったときは、村民避難等に関する広報を行う。

(2) 自衛隊

自衛隊員は、交通規制等必要な情報について、村、県及び茨城県警察本部に代わって広報を行う。

(3) 海上保安庁

第三管区海上保安部茨城海上保安部長は、災害対策本部から要請があったときは、船舶無線、巡視船等により周辺海域の船舶に対し、迅速かつ的確に情報の提供または指示内容の伝達を行う。

(4) 大規模施設の管理者等

観光客等の一時滞在者が多く集まる施設の管理者及び公共交通機関の長は、災害対策本部または市町村からの要請があったときは、施設、駅構内、車内等における放送、文字表示等により、迅速かつ的確に情報の提供または指示内容の伝達を行う。

第4章 村民の避難体制

1 避難の流れ

村は、施設敷地緊急事態発生時には、国の指示または独自の判断で予防的防護措置（避難）の準備を行う。

また、村は、国の指示または独自の判断で避難、安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置を行い、村民に対し、避難のための立退きの指示等の緊急事態応急対策を行うとともに、村民避難の支援が必要な場合には、県と連携し国に要請する。

(1) 村民の避難

避難の指示があった場合は、滞在している場所からの避難を原則とする。ただし、避難準備のために一旦自宅に戻ることは妨げない。

〔自宅〕自家用車等による直接避難を原則とし、自家用車での避難が困難な村民は、小学校区単位に設けた一時集合場所へ移動した後、バス等による集団避難

〔学校等〕児童生徒等が学校にいる場合はバス等による集団避難

〔職場等〕自家用車等による直接避難

(2) 放射性物質が放出されてしまったとき

村は、県が行う緊急時における村民等の汚染検査、除染等、緊急被ばく医療について協力する。

2 避難所の確保等

(1) 避難所の確保

村は、避難時の混乱を避け一定の単位で避難ができるよう、避難先自治体の協力を得てあらかじめ避難所等の情報を整理し確保する。

(2) 村民への事前周知

村は、一時集合場所、避難退域時検査実施場所、避難所、役場の代替施設等について、避難経路等とあわせて「東海村広域避難計画ガイドブック」（仮称）等を作成し、村民に事前に周知する。

3 避難手段及び避難経路

(1) 避難手段の確保

①村民は自家用車での避難を原則とする。なお、渋滞を避けるため乗り合わせを原則とする。

②自家用車避難が困難な村民は一時集合場所から、児童生徒等は原則としてPAZ圏内は学校等から、それぞれバス等による集団避難を行う。なお、避難用バスには原則として職員が同乗し、避難者の対応等を行う。

③バス等の車両は、村が県へ協力を要請するなどして用意する。県は国及び関係機関へ協力を得てバスを確保し、村と連携しながら一時集合場所、学校等必要な箇所へ手配する。

④バスで避難が困難な場合や確保台数等が不足する場合は、県、自衛隊、関東運輸局、第三管区海上保安本部、輸送機関（JR、船舶会社）等に支援要請を行うとともに、必要に応じ周辺市町村や隣接県に支援を要請する。

⑤地震等により輸送道路が利用できない場合は、復旧を優先する、または他の道路を利用する、避難先を変更する、船舶や航空機等他の輸送手段を確保するなど、様々な手段を講じる。

図表 7 村民の避難手段

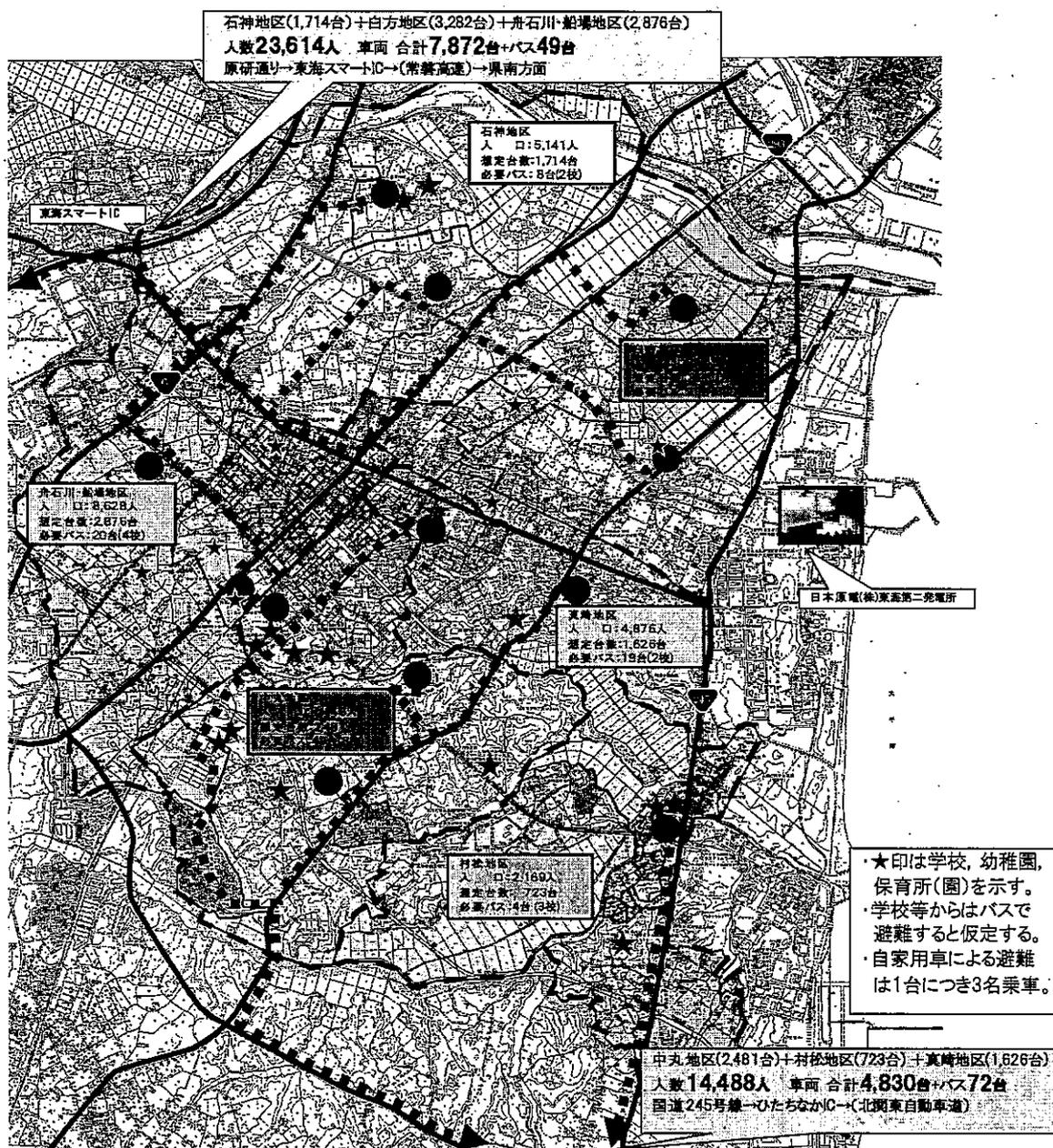
| 村民区分 | 避難元 | 避難方法 | 避難先 |
|--------------|-------------|---|---|
| 村民 (避難可能) | 昼間 (職場等) |  自家用車 | 取手市・ 守谷市・ 市の70・ 施設 つくば みらい |
| | 夜間 (自宅) |  自家用車 | |
| 村民 (避難困難) | 昼間 | 自力 →  バス | |
| | 夜間 (自宅) | 自力 →  バス | |

※一般的なケースを想定
 ※避難地域時検査は放射性物質の放出状況により実施

(2) 避難経路

- ①常磐自動車道、東水戸道路、北関東自動車道等の高速自動車道路が縦横に伸びていることから、これらの道路を最大限活用する。そのため、高速自動車道路のIC及び周辺道路の構造を検証し、必要な改修や緊急時の交通規制の方法についてあらかじめ検討しておく。
- ②避難を円滑に実施するため、村の避難経路は、水戸市、ひたちなか市等の避難経路とできる限り分離する。
- ③避難先を踏まえ、村はあらかじめ高速道路や幹線道路を中心に、基本となる避難経路を設定しておく。
- ④村は、施設の状態、避難先の状況、風向き等を踏まえ、あらかじめ定めた避難経路を基本に再調整を行い、避難経路を決定する。
- ⑤道路管理者は、上記の避難経路の決定に必要な道路状況に関する情報について、関係機関の要請に応じ提供を行う。

図表8 村内の基本避難経路



(3) 避難誘導及び交通規制

- ①茨城県警察本部は緊急輸送交通確保のため、被害の状況、緊急度、重要度等を考慮し、一般車両の通行を禁止するなどの交通規制を行う。交通規制の実施に当たっては、緊急性の高い区域から迅速かつ円滑に避難を行うための措置を講じる。
- ②村は交通規制を行うため、必要に応じて、交通誘導等の実施を要請する。
- ③ボトルネック（交通の障害となる隘路）となる箇所を解消するため、交通規制や迂回等の措置を講じる。

4 屋内退避の要件及び対処方法

(1) 屋内退避の要件

屋内退避は、放射性物質の吸入抑制や中性子線及びガンマ線をある程度遮へいすることにより被ばくの低減を図る防護措置であり、ある条件の下では避難より好ましいと位置づけている。その条件は、悪天候や洪水等によって避難が困難な場合、避難に時間のかかる、あるいは避難

することで健康リスクの高まる入院患者等の要配慮者、交通上の問題（道路の不通等）が挙げられる。

(2) 屋内退避による対処方法

放射性物質の放出開始が早く、避難を実施する余裕がない場合は、放射性物質の吸入を避けるため、一時的に屋内退避を指示し、放射性プルームの通過を待ってから避難を実施することが有効である。その際には遮へい効果や建屋の気密性が比較的高いコンクリート建屋にとどまり、外気の流入を防ぐことが有効である。

(3) 広報の内容

村は、屋内退避に当たっては、防災行政無線等により下記の事項を村民に伝える。

- ①屋内に留まり、外に出ないこと
- ②すべての窓、扉等の開口部を閉鎖し隙間等に目張りをすること
- ③換気扇、エアコン（外気取入れ式）等を止め、外気の流入を防止すること
- ④テレビ、ラジオ、防災行政無線等による村等からの指示、伝達、災害情報等に留意すること
- ⑤流言やデマに惑わされないこと
- ⑥食料品の容器にはフタまたはラップをすること。屋内に保管しており、放射性物質の混入の無い飲食物は摂取して差し支えないこと

(4) 屋内退避ができない場合の対応

自宅が地震等で被災し、屋内退避ができない場合は、災害対策本部が指示する最寄りの避難所、一時集合場所またはコンクリート屋内退避所へ避難する。

第5章 要配慮者の避難体制

要配慮者が避難する際には、避難に伴うリスクを軽減するために十分な準備が必要であることから、受入先や避難手段の確保等の避難準備を早い段階から行い、迅速な避難に努める。

一方で、放射性物質の放出のおそれがある場合や、避難することで健康リスクが高まる場合等は、状況に応じて屋内退避と組み合わせる。

1 避難の流れ

(1) 避難準備の開始

警戒事態が発生した時点において、村は、施設敷地緊急事態要避難者の避難先及び輸送手段を確保するなどの避難準備を開始する。

(2) 社会福祉施設等入所者の避難

- ①社会福祉施設等の管理者は、施設敷地緊急事態が発生した時点において、入所者をあらかじめ定めた社会福祉施設等に避難させる。
- ②受入先の調整に時間を要する場合や安全な搬送手段が確保されるまでの間は屋内退避とし、その後、避難態勢が整い次第、あらかじめ定めた社会福祉施設等に移送する。
- ③社会福祉施設への通所者は、原則としてその場からの避難を優先する。

(3) 病院等入院患者の避難

- ①病院等医療機関の管理者は、施設敷地緊急事態が発生した時点において、入院患者をあらかじめ定めた病院等へ直接搬送を行う。
- ②受入先の調整に時間を要する場合や安全な搬送手段が確保されるまでの間は屋内退避とし、その後避難態勢が整い次第、病院等に搬送する。
- ③病院等への通院患者については、原則としてその場からの避難を優先する。

(4) 避難行動要支援者の避難

- 400名 福祉サポーターが、かきん・つれづれかき
- ①避難行動要支援者は「東海村災害時避難行動要支援者避難支援全体計画」に基づき、避難支援関係者、村職員、村社協職員等の支援を得て村内の一時集合場所（コミセン等）に移動し、村が手配するバス等により村外の一般避難所へ避難する。その後、村職員等は、必要に応じて村外の福祉避難所等に避難行動要支援者を移送する。
 - ②避難行動要支援者が避難する際に、村が受入先を確保し移送手段の用意ができていない場合は、直接福祉避難所、医療機関等に避難するよう手配する。
 - ③要配慮者及び避難行動要支援者が避難する際に、受入先及び移送手段を確保できていない場合、村は、要配慮者等を放射性物質が入りにくい工事を行った施設（平成28年4月現在で6施設が施工済み）等に避難させ、施設職員と連携して一時的な避難生活を送れるよう努める。なお、村は、他の福祉施設、病院等に対して、平常時から施設管理者に同様の工事を行うよう奨励するとともに、国及び県と補助金を活用するための協議を行う。
 - ④村は、名簿に登載された避難行動要支援者の自宅を訪問し、すべての避難行動要支援者が避難を完了したことを確認する。

(5) 乳幼児の避難

3歳未満の乳幼児は、施設敷地緊急事態の段階で保護者同伴の上、先行して避難する。保育園等において保護者が近くにいない場合は、保育士等が付き添って避難し、避難所等で家族と集合させるなどの対応をとる。

(6) 児童生徒等の避難

①集団避難

学校等（保育所、幼稚園、小学校、中学校及び高等学校をいう。以下同じ）に在校中に避難が指示された場合、児童生徒等（幼児、児童及び生徒をいう。以下同じ）は学校等から村が用意するバスによる集団避難を行うことを原則とする。バスは村の要請に応じて県が手配する。

なお、バスの発着場所については学校等ごとに定める。

②保護者への引渡し

学校等の施設管理者は、保護者との間で、原子力災害時における児童生徒等の避難先や、U P Z圏外への避難を優先することを原則に、保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ学校マニュアルに定めておく。

(7) 外国人への対応

①情報提供の方法

村は国、県と連携し、東海第二発電所の事故の状況、避難・屋内退避指示情報等が正確に伝わるよう、報道機関、語学ボランティア等の協力を得て、テレビ、ラジオ、ホームページ等を活用し、適切に情報提供を行う。

②相談窓口の設置

外国人からの問い合わせ等に対応するため、相談窓口を設置し総合的な相談に応じる。

(8) 一時滞在者への対応

①帰宅勧告

村は観光客等の一時滞在者に対して、警戒事態の段階で帰宅することを勧告し、報道機関、観光関連団体等を通じて、適切に情報提供を行う。

②バス等による避難

避難が指示された段階で一時滞在者が帰宅できない場合は、最寄りの一時集合場所から村民とともにバス等による避難を行う。その際、村は一時滞在者に対して、状況に応じて備蓄している安定ヨウ素剤を避難の際に服用させる。

図表9 要配慮者の避難手段

| 村民区分 | 避難元 | 避難方法 | 避難先 |
|-----------------|-------------|---|----------------------|
| 避難行動 要支援者 | 昼間 (デイ等) |  → ミセン等 一時集合場所 →  バス | 取手市・守谷市・つくばみらい市の70施設 |
| | 夜間 (自宅) | 安心サポーター → ミセン 集合 →  バス | |
| 要配慮者 (子ども) | 昼間 (学校等) |  通園バス・民間バス | |
| | 夜間 (自宅) |  自家用車 | |
| 要配慮者 (妊産婦) | 昼間 (出先) | 自力 → ミセン等 一時集合場所 →  バス | |
| | 夜間 (自宅) |  自家用車 | |
| 要配慮者 (外国人) | 昼間 (職場等) | 同僚 → ミセン等 一時集合場所 →  バス | |
| | 夜間 (自宅) | 同僚 → ミセン 集合 →  バス | |
| 要配慮者 (一時滞在者) | 昼間 |  自家用車 | 自宅 |

※一般的なケースを想定
 ※避難遅延時検査は放射性物質の放出状況により実施

2 避難先の確保

(1) 社会福祉施設への事前周知

どこへ避難計画を予定

村は、県及び避難先自治体の協力を得て、あらかじめ社会福祉施設及び避難先福祉避難所の情報を整理し、避難経路とあわせて社会福祉施設等に周知するよう努める。

(2) 社会福祉施設入所者の避難準備及び避難のタイミング

社会福祉施設の管理者は、警戒事態で避難先施設に避難の受入を要請するとともに、輸送手段を確保するなど避難の準備を行う。

村は、施設敷地緊急事態で社会福祉施設入所者の避難準備が整い次第、避難を開始するよう社会福祉施設の管理者に連絡する。

(3) 病院等への事前周知

村は、県、避難先自治体及び医療機関の協力を得て、あらかじめ避難先となる病院群の情報を整理し、病院等に周知するよう努める。

(4) 入院患者の避難準備及び避難のタイミング

病院等の管理者は、警戒事態で避難先病院に避難の受入を要請するとともに、輸送手段を確保するなど避難の準備を行う。

村は、施設敷地緊急事態で病院等入院患者の避難準備が整い次第、病院等の管理者に避難を開始するよう連絡する。

3 避難手段及び避難経路

(1) 入所者及び入院患者の避難手段の確保

県は、国及び関係機関の協力を得て、社会福祉施設、病院等が自ら確保するバス、福祉車両、ヘリコプター等以外の避難手段を確保し、村と連携しながら、一時集合場所、社会福祉施設等必要な箇所へ手配する。

(2) 避難行動要支援者の避難手段の確保

村は県と連携し、自主防災組織、ボランティア等の協力に加え、警察、自衛隊、海上保安庁、運輸事業者等とあらかじめ協議し、避難行動要支援者の避難手段確保の手順や体制を整える。

(3) 避難行動要支援者の避難支援

村は、消防団、自主防災組織等の協力を得て、あらかじめ登録されている避難行動要支援者の避難を支援する。

(4) 避難経路

避難経路は一般避難の場合のルートと同様とするが、ヘリコプターで搬送する場合を想定し、村は、発災後に使用できる指定ヘリポートの被災状況を確認する。

図表10 要配慮者の避難手段

| 村民区分 | 避難元 | 避難方法 | 避難先 |
|---------------|--------------|--|--------------|
| 社会福祉施設 入所者 | 村内社会 福祉施設 |  バス・福祉車両等 | 県内社会 福祉施設 |
| 病院等 入院患者 | 村内病院 |  バス・救急車両等 | 県内病院 |

※一般的なケースを想定

※屋内退避及び避難退域時検査は放射性物質の放出状況により実施

第6章 複合災害への当面の対応

1 避難先が被災した場合の対応

村は、避難先の被災状況及び避難の受入が可能かどうかの確認を早急に行う。

確認により、避難先地域が被災し避難の受入が困難となった場合には、県等関係自治体や国と協議し一時的な避難先の確保に努めるとともに、早期に第2の避難先を確保するため、村は県とともに国に支援を要請する。

2 被災した道路情報等の提供

村は、大規模地震等により被災し通行不能となった道路等の情報について、村民、県等関係自治体、国、関係機関等に迅速に提供する。

第7章 安定ヨウ素剤の配布・服用及び避難退域時検査

1 安定ヨウ素剤の配布・服用

(1) 服用の指示

- ①村は、施設敷地緊急事態の時点において、安定ヨウ素剤が事前に配布された村民に対し、安定ヨウ素剤を手元に置くように指示する。
- ②安定ヨウ素剤の服用不適切者、3歳未満の乳幼児、乳幼児に同伴する保護者、丸剤の服用が困難な者等は安定ヨウ素剤の服用をせず、避難を開始する。その際、事前配布された安定ヨウ素剤があれば携帯して避難する。
- ③村は全面緊急事態に至った時点で、原子力規制委員会の判断に基づき、または独自の判断により、直ちに安定ヨウ素剤の服用を指示する。
- ④村は、3歳未満の乳幼児や丸剤の服用が困難な者で避難が遅れている場合には、薬剤師等が粉末剤から液状の安定ヨウ素剤を調製して服用させる。
- ⑤安定ヨウ素剤を効果的に利用するためには、服用のタイミングが重要であるため、村民は独自の判断による服用は避け、村、国及び県の指示により服用する。
- ⑥施設敷地緊急事態要避難者は優先して避難させるため、村は、避難に際して事前に配布された安定ヨウ素剤を携帯するよう指示する。

(2) 緊急時における配布

- ①村民は、事前配布した安定ヨウ素剤を紛失している、外出中で安定ヨウ素剤を備蓄している施設が近隣にないなど、身近に安定ヨウ素剤がない場合は避難を優先するが、可能であれば避難の際に村及び県から追加配布される安定ヨウ素剤を服用し避難する。
- ②緊急時の配布場所は保健センターとする。

2 避難退域時検査の実施

(1) 検査の目的等

- ①避難退域時検査は、避難者や他の者及び環境に対して影響を及ぼすほどの放射性物質の付着（汚染）がないことを確認するために行う。
- ②県は、国、指定公共機関、原子力事業者等と連携協力し、国が定める手順に従い住民等の避難退域時検査及び除染を行う。
- ③避難退域時検査の対象は、避難指示を受けた住民（ただし、放射性物質が事業所外に放出される前に避難退域時検査実施場所を通過する住民を除く。）及びその携行物品等とする。

(2) 実施場所の選定等

- ①避難退域時検査実施場所は、避難指示を受けた住民が避難所まで移動する経路に面する原子力災害対策重点区域の境界周辺を基本にあらかじめ選定する。
- ②避難退域時検査を実施するに当たっては、避難退域時検査実施場所を通過する車両の台数やモニタリングデータ等を踏まえ効率的に行う。

第8章 避難村民の支援体制

1 避難所の開設・運営等

(1) 開設・運営

- ①避難の必要が生じた場合は、村は避難先自治体に対し、被災者の受入が可能か衛星電話等で確認する。
- ②避難開始当初においては、村は村民の送り出しに全力をあげなければならないため、避難所の開設、避難村民の受入業務等については、避難の受入要請を踏まえて、県、避難先自治体等が行う。
- ③村はできるだけ早期に職員を避難所に派遣し、避難先自治体から避難所の運営の移管を完了させる。その後、状況に応じて、避難した村民、ボランティア等による自主運営体制に移行するよう努める。
- ④避難所の運営に当たっては、食事の提供、医療体制、情報の提供、教育環境、安全の確保等に留意するとともに、相談窓口を設置するなど適切な対応に努める。
- ⑤避難所の施設管理は、避難所の運営体制にかかわらず施設管理者が引き続き行う。
- ⑥避難所の収容人数を超え、その運営に支障が生じ、またはそのおそれがある場合は、村が避難先自治体や県との調整により、他の余裕のある避難所や新たに開設した避難所で受け入れるよう調整する。
- ⑦避難所の隣接した場所にペットを受け入れられるよう配慮するとともに、関係機関と協働して適正飼養の支援に努める。

(2) 物資・資機材の確保

- ①村及び県は、避難に際して必要となる食料、毛布等について、国、関係事業者、避難先自治体等に要請し迅速に確保する。
- ②村は、関係機関、他の地域等からの食料・資機材・物資の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、国及び県と連携しながら早期に体制を整える。

(3) 避難者名簿の作成

避難者名簿は家族単位で作成する。

(4) 避難が長期化した場合の対応

- ①村は国及び県と連携し、災害の規模、避難者の収容状況、避難の長期化等を勘案し、必要に応じてホテル、旅館等への移動を避難者に促すための体制を、あらかじめ整備する。
- ②村は国及び県と連携し、避難者の生活環境の改善を図るため、必要に応じて応急仮設住宅の迅速な提供、公営住宅・賃貸住宅等のあっせん・活用等により、避難所の早期解消に努める。
- ③国及び県は、避難が長期化すると見込まれる場合、村、関係周辺市町村、社会福祉施設等と連携し、社会福祉施設、仮設住宅、賃貸住宅等に移転できるよう早期に調整を進める。

(5) ボランティアの受入

村は、国、県、関係団体等と協力し、ボランティアに対するニーズを把握し、ボランティアの受付、調整等その受入体制を確保するよう努める。

(6) 義援物資・義援金の受入

村は、国、県、関係機関等の協力を得ながら、義援物資等について、希望を把握し、そのリストを公表するなどニーズに合わせた対応を行う。

(7) 避難所の生活環境の確保

村は県の協力のもと、避難所の生活環境が常に良好なものとなるよう努める。

また、避難の長期化等必要に応じて、プライバシーの確保状況、入浴施設の設置状況、洗濯の頻度、医師等の巡回状況、暑さ寒さ対策の必要性、食料の確保、し尿及びごみの処理状況等、避難者の健康状態や避難所の衛生状態の把握に努め、必要な措置を講じる。

2 福祉避難所の開設・運営等

(1) 開設・運営

- ①村は、一般避難所の開設状況、避難状況等に応じて、避難先自治体と連携して福祉避難所を開設する。
- ②福祉避難所の運営・管理体制は基本的に一般村民用の避難所と同様の対応とするが、看護師、保健師、介護士等の有資格者をケア要員として優先して配置する。

(2) 物資・資機材の確保

- ①村は、避難行動要支援者の避難に必要な資機材・物資（ベッド、医薬品等）について、国、県、関係事業者、避難先自治体等に要請し迅速に確保する。
- ②村は、関係機関や他地域等から大量の食料・資機材・物資の支援が迅速かつ円滑に受けられるよう、国、県、関係事業者、避難先自治体等と連携しながら早期に体制を整える。

(3) 要配慮者等のケア

- ①在宅要配慮者については家族が、社会福祉施設入所者については各施設職員が中心となって行う。
- ②村及び県は、ケア要員の不足が生じまたはそのおそれがある場合は、国、避難先自治体等に要請し、医療・福祉関係者、ボランティア等の応援要員を迅速に確保する。

第9章 避難状況の確認

1 村民避難の確認

(1) 避難の目印

村民は各世帯で避難済みの目印として、避難連絡票や白タオルを玄関に表示する。

(2) 警察官、自衛官等による確認

警察官、自衛官等はあらかじめ分担する区域を決め、避難済みの目印である避難連絡票等を全戸で確認するとともに、目印のない世帯は声をかける、玄関を開けるなどして避難の有無を確認する。

2 避難所以外に避難した者の安否確認

村は、指定避難所以外の血縁者、知人宅等に避難した村民の安否確認の手段等について、当該避難者から役場の代替施設に申告してもらうなど、あらかじめ検討しておく。

3 避難状況の把握

村は県と連携し、それぞれの避難所に収容されている避難者に係る情報の早期把握に努め、国等への報告を行う。

4 避難拒否者への対応

避難を拒否する村民がいた場合、村は県及び防災関係機関と連携し、避難を行うよう説得を試みるが、説得に応じない場合は可能な限り動向を見守る。

5 治安の確保等

村は、緊急事態応急対策実施区域における治安の確保、火災の予防等について、治安当局等関係機関と協議し、万全を期す。特に、避難のための立退きの指示を行った地域においてはパトロールを行うなど、速やかな治安の確保に努める。

第10章 行政機能の移転

1 村役場の移転

(1) 移転候補先

村は避難先自治体と調整の上、以下の代替施設へ村役場の機能を移転する。

| | 施設名 | 所在地 |
|------|-------------------|-----|
| | 東海村役場 <i>出向本部</i> | |
| 第1候補 | | |
| 第2候補 | | |
| | 東海村保健センター | |
| 第1候補 | | |
| 第2候補 | | |

(2) 役場災害対策本部と先発災害対策本部の役割分担

避難指示を発令した後、村は以下の2班に分かれ、MCA無線等を用いて相互に情報共有・連携して被災者支援等を行う。

- ① 役場災害対策本部：役場で村民の避難行動を支援するとともに、防災関係機関に情報を伝達する。
- ② 先発災害対策本部：避難者と同行してバス等で避難先自治体に向かい、避難先自治体との協議・調整、村役場の機能移転手続・作業、被災者支援等を行う。

2 村関係機関の移転候補先

村は避難先自治体と調整の上、以下の代替施設へ村関係機関の機能を移転する。

| | 施設名 | 所在地 |
|------|--|-----|
| | 東海村社会福祉協議会（ボランティア市民活動センター・居宅介護サービスセンター・高齢者センター・障害者センター・児童センターを含む。） | |
| 第1候補 | | |
| 第2候補 | | |